

議会運営委員会における委員会活動のまとめ

令和4年5月

当委員会は、令和3年5月13日、令和3年大府市議会第2回臨時会において、現在の構成となった。その後、1年間、主に議会運営委員意見交換会における協議・調整を通じて、ICT化の推進や危機対応及び業務継続など、議会の運営に係る各種の調査研究を進めてきた。

このたび、当委員会委員の任期満了を迎えるに当たり、その活動の主な内容を以下のとおり取りまとめたので、報告する。

1 委員会の調査研究結果の概要

(1) ICT化の推進について

①オンライン会議について

令和2年2月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、全国各地で緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が行われ、それ以外の期間においても、各都道府県知事から不要不急の移動の自粛の要請がなされるなど、令和3年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症に伴う対応を余儀なくされた。

本市を始め、大多数の自治体が行政視察の受入れを見合わせたほか、各種の地方議員向けの研修会も軒並み縮小されることになった。しかし、そのような中でも、行政視察の受入れや地方議員向けの研修会について、オンライン会議システムを利用して行う自治体や団体が増加するようになった。

本市の各委員会の調査研究活動において、いわゆる「オンライン視察」又は「オンライン研修会」を実施した件数は令和2年度よりも増加しており、当委員会においても、茨城県取手市議会に対し、「オンライン視察」を行った。また、各会派の政務活動においても、「オンライン研修会」への参加件数は令和2年度よりも増加している。

今期の議会運営委員会では、更に調査を進め、実際にオンライン会議ソフト「Zoom」を使用して、議員の自宅等と市役所を結ぶ接続試験を実施するなど、「オンライン会議」の法的な課題や技術的な課題について調査を行った。

地方自治法の規定により、本会議については、オンライン会議で行うことはできない。また、委員会については、各自治体の条例に委ねられている部分が多く、委員会条例や会議規則を改正して、オンライン委員会の開催に取り組む地方議会も見られるようになってきた。しかし、法的な課題、運用面の課題が全くないわけではない。特に委員会は、市職員も多数出席し、一般傍聴も可能な会議であること、また、本市では本会議と同日に開催される場合も珍しくなく、オンライン委員会を行うメリットが少ないことなど、現状では課題が山積しているものとする。

大府市議会会議規則第153条に基づく「協議等の場」については、元々、各議会が独自に設けていた任意の会議が法定化されたという経緯があり、その運営については、委員会以上に各議会の裁量に委ねられている。また、議決や最終決定を行う会議ではなく、本会議や委員会を補完する、情報交換、協議、調整のための会議である。例えば、会派代表者会議など、議員と議会事務局職員だけで完結する少人数の会議や打合せであれば、オンライン会議システムの利用は、従来の「協議等の場」の運営に代えることができると考える。新型コロナウイルス等の感染者、濃厚接触者が市議会内で発生した場合の代替手段の一つとすることが可能である。

また、会派内の会議など、議員だけで完結する任意の会議、打合せであれば、市役所の開庁時間にとらわれることなく、閉庁時間であっても、議員同士で打合せを行ったりすることもできる。

現時点においてもなお、新型コロナウイルス感染症は収束に至っていない。今後とも、議員の調査研究活動の機会を確保し、市議会の業務を継続していくためにも、オンライン会議システム等のICT技術の調査研究を進めていく必要がある。

②今後のICT化の推進について

令和元年12月のタブレット端末等の導入に当たっては、初期費用や維持管理に係る経費を抑えることなどの理由から、議員用の端末も職員用の端末に準じることとし、庁舎外への持ち出しを行わず、既設の職員用のネットワークを間借りすることになった。ところが、市議会議員は、常勤の一般職とは異なり、主たる活動場所が市役所庁舎に限られないという職務の性質がある。そのため、使用上の不便さや、端末の庁舎外への持ち出しを希望する声が引き続き出されている。

しかし、端末の庁舎外への持ち出しの実施に当たっては、職員用のネットワークの間借りをやめるなどの新たな投資が必要となり、現在の端末の下では、非常に課題が多い状況である。

令和3年3月に策定された新たな大府市情報化実施計画では、職員用の次期端末やネットワークの仕組みの検討が令和4年度に計画されているので、議員用の次期端末の検討に当たっては、引き続きその動向に注視していく必要があると考える。

また、令和2年4月から、議員用グループウェアとして、クラウド型グループウェア「デスクネッツネオ」を利用しているが、令和3年に入り、バージョンアップで、スマートフォン用アプリが利用できるようになった。スマートフォン用アプリは、デスクネッツネオの全ての機能を利用できるわけではないが、SNSと似たような操作感でメッセージのやり取りを行うことができ、また、新着メッセージがあった場合に、スマートフォンの画面上にポップアップで通知を表示させることができるようになっている。「デスクネッツネオ」の活用度も、前年度よりも進んでおり、以前に比べ、情報伝達・情報共有のスピードアップが図られている。

さらに、令和4年第1回定例会からは、提出議案の「参考資料」は、電子データでの配布のみとするなど、一層のペーパーレス化も進めている。

今後とも、ICT技術の活用により、議会審議の充実・強化に努めていく必要がある。

(2) 危機対応及び業務継続について

①新型コロナウイルスの感染拡大に伴う登庁の適否等に関する申合せ事項について

当市議会では、様々な危機の発生時に対応できるよう、基本的事項を定めた「大府市議会危機対応要綱」を平成25年5月に制定し、令和2年5月には、議員の具体的な対応をわかりやすく示した「大府市議会危機対応要綱に基づく議員の行動マニュアル」を作成している。そして、令和2年2月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により判明した課題等に対応するため、令和3年4月に同要綱及び同マニュアルの大幅な見直しを行った。

これらの整備により、コロナ禍においても、議員の周辺の感染又は感染の疑いを早期に把握することができるなど、大府市議会の危機対応に一定の効果をもたらしている。

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症対策として、全国で、医療従事者に続いて高齢者へのワクチン接種が始まったが、その後も、新型コロナウイルスは変異を繰り返し、感染の拡大・収束の波は第六波にまで及び、現在も流行が継続している。

こうした中で、新たに判明した課題として、新型コロナウイルス感染症については、検査の結果を待っている間など、感染しているとも感染していないとも言いきれない状態の期間が存在すること、また、保健所による行動履歴の調査、濃厚接触者に該当するか否かの判定を待っている状態の期間も存在すること、さらに、同居の家族等が感染し、かつ自宅療養となった場合に、家族同士の接触を完全になくすことは容易ではないことなど、様々な課題が生じている。

そこで、市議会内での感染拡大を防止する観点から、議員の登庁の適否等について定めた「新型コロナウイルスの感染拡大に伴う登庁の適否等に関する申合せ事項」を設けることとした。

②新型コロナウイルス感染症に伴う対応について

令和3年度も、新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮しながら議会運営を行うことを余儀なくされた。特に、令和3年度は、「デルタ株」「オミクロン株」など、新たな変異株の出現もあり、感染拡大の波が何度も押し寄せることになった。

令和3年9月の第3回定例会、同年12月の第4回定例会、令和4年3月の第1回定例会では、仮に多数の議員が感染し、又は濃厚接触者に認定され、議案審査のための

委員会が開催できなくなる事態に備えるため、委員会に付託した議案に審査期限を付ける対応を行った。

なお、会派代表者会議においても感染症対応が検討されており、令和3年10月には、移動に伴う視察について、本市と相手方の自治体のいずれかに、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置等の法令に基づく移動自粛要請、又は都道府県独自の移動自粛要請が出されている場合は、原則として視察を実施しない旨の申合せが行われている。

新型コロナウイルス感染症については、まだまだ予断を許さない状況にあるので、今後も引き続き、その感染状況に応じた対応を行っていく必要がある。

③大府市議会業務継続計画について

当市議会では、令和2年4月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際して、大府市議会危機対応要綱に定める「危機」に該当するものと判断し、その都度、要綱を踏まえて対応に当たってきた。しかし、要綱に定めがなく、議員間で何も申合せがされていない事態に直面し、対応に苦慮するケースが発生した。

そこで、議会運営委員意見交換会における協議・調整の結果、昨年度策定した「大府市議会危機対応要綱に基づく議員の行動マニュアル」に、定例会・臨時会期間中の議会機能の維持、業務の継続に関する内容や感染症による危機発生時の議会運営等々を追加し、「大府市議会業務継続計画」に発展させることとした。

他市町村の議会では、議会の危機対応に際して、特別な会議体を設けている例も見られる。しかし、当市の業務継続計画では、「平時に行っていないことを非常時に行おうとしても難しい」との考えから、既存の「会派代表者会議」等の会議体を活用して、危機対応及び業務継続に臨むこととした。

今回、大府市議会業務継続計画に定めた「議会運営マニュアル」は、危機発生時の基本的な対応方針を示したものである。危機には、大規模地震を始め、水害、感染症など様々なものがあり、その規模や被害も多様である。その時々において適切な対応も異なると考えられるため、市議会の危機対応及び業務継続に当たっては、正副議長の下、「会派代表者会議」を中心とし、臨機応変に対応していく必要がある。

④その他危機対応について

今期の議会運営委員会では、危機対応及び業務継続について調査研究を行う中で、会議の開催中に大地震が発生した場合の議会運営や対応について、点検を行った。

その中で、委員から、議場の天井については、法令上、直ちに落下対策を求められているものではないとしても、何らかの対策が必要である旨の意見が出された。これに対しては、令和4年度当初予算において、議場の椅子を固定式から可動式のものに改修する予算が計上され、頭部を保護しやすくなるようになった。

また、避難経路の確認を始め、本会議や委員会の開催中に大地震が発生した場合の対応など、非常時の対応訓練を随時行っていく必要があることも確認した。

(3) 定例会・臨時会終了後の振り返りの場について

令和元年5月の改選以降、定例会・臨時会の終了後に振り返りの場を設けているが、今期についても、各委員から、議長及び委員長の議事整理について、一般質問及び議案質疑の在り方や質問内容の工夫、執行部の答弁の在り方、パネル使用の在り方や使い方の工夫、コロナ禍の下での議会運営など、毎回様々な意見が出された。出された意見については、委員意見交換会の記録を議員用グループウェアに掲載することにより全議員に周知し、改善に努めることとした。

特に、今期においては、新型コロナウイルスの感染対策のため、会議における発言中であっても、マスクの着用が求められる状況が続き、発言者の声が聞き取りづらいという声を、議場出席者、傍聴者の双方からいただくことが多かった。このことについては、各自が意識して明瞭に発言するよう、議長から繰り返し呼び掛けることとした。

今後も、わかりやすく、充実した市議会とするため、会議規則等のルールを守るとともに、より市民サービスの向上につながるような市議会となるよう、議員個々が努力する必要があると考える。

(4) 決算審査・当初予算審査終了後の振り返りの場について

各常任委員会における決算審査については、平成18年9月から、当初予算審査については、平成27年3月から、それぞれ審査要領を定め、質疑の事前通告制をとっている。

それぞれの事前通告制の導入以降、事前通告制の改善、円滑化を目的に、議長により、各常任委員会の正副委員長等を招集して、決算審査又は当初予算審査の反省会が開催されている。しかし、近年は、事前通告制が定着してきたこともあってか、反省事項がマンネリ化し、反省会の開催方法や開催意義について、議員から見直してはどうかという意見が出されるようになってきた。

特に決算審査の反省会については、各委員会の視察が秋に集中していることもあって、例年11月中旬に開催されており、その開催時期について意見が出されている。

現時点では、反省会のよりよい在り方を見いだすには至っていないが、今後とも、決算審査・当初予算審査がより充実したものとなるよう、取り組んでいく必要がある。

(5) 議員間の意見交換、討議の場の拡充について

大府市議会では、平成25年5月の議会改革・活性化特別委員会の報告書を契機として、各委員会において、その所管事務のうち、年間に少なくとも一つのテーマを設定して、市職員や有識者を招いた勉強会・研修会の開催、市内関係団体等との情報交換会の開催、市内の現地視察、市外の先進地視察などの実施を通じ、委員間で意見交換を行い、市政への提言等を盛り込んだ調査研究結果の報告書を取りまとめる活動（通称「テーマ活動」）を行っている。

この取組により、委員会が直接、議案を提出したり、あるいは、執行機関において、市長に送付した調査研究結果の報告書を参考にして、何らかの対応につながった事項もあり、大府市議会の活性化、市政の発展に大いに寄与しているものと考える。

このような中、議長から、従来のテーマ活動以外に、議員間の意見交換、討議の場を拡大し、より充実させることができないか、検討するように諮問があった。

令和4年3月24日に、講師として、法政大学法学部教授の土山希美枝氏をお招きして、「地方議会における議員間の意見交換、討議の場の現状と課題について」と題し、研修会を開催した。

研修会では、議会報告会、議会基本条例、一般質問、「論点（争点）の整理」、「ネタとタイミング」、「書き出すことの重要性」等々、幾つかの有用な御指摘をいただいた。

研修会後の委員意見交換会では、議員間の意見交換、討議の場の拡充については、その目的や課題を改めて整理し、どのような結論を目指すのかを議員間で明確にしてから、議論を進めるべきとの意見が複数あった。

(6) 議員の公開情報及び個人情報の取扱いについて

昨今、全国的に、地方議会の議員のなり手不足が深刻化している。また、地方議会の議員の構成において、性別や年齢構成の面で多様性を欠いていること、とりわけ人口の半分を占める女性の議員の割合が低いことが課題とされ、多様な層の住民がより議会に参画しやすくなるように環境を整備する必要があると指摘されている。

こうした状況に鑑み、選挙制度に関しても、プライバシーの観点などから立候補に支障を来すおそれがあるとの指摘もあることから、令和2年7月に、総務省から全国の選挙管理委員会に対し、立候補の届出の際の告示事項（住所、性別、生年月日等）の見直しを行う旨の通知が出されることになった。

また、全国では、現職の地方議会の議員が住所、生年月日等を公開していることによるトラブルも発生しており、公職である議員として公開すべき情報と、個人としてのプライバシー保護を図るべき情報のバランスをとっていく必要がある。

今期の議会運営委員会では、委員の声を受け、市議会公式ウェブサイト等で公表している議員の名簿の掲載内容について、住所の一部分を掲載しないことも可能とする

見直しを行った。また、社会情勢の変化により、電話番号よりも電子メールのほうが連絡をとるのに都合がよいという意見もあることから、新たに、電子メールを掲載することができるよう、運用の見直しを行うこととした。

(7) 欠席の届出関係の見直しについて

令和2年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、政府から、全国市議会議長会を始め三議長会に対し、本会議や委員会への欠席事由として、出産については、産前・産後の期間にも配慮した規定とするとともに、育児や介護等についても欠席事由として明文化するよう要請がなされた。

これを受けて、令和3年2月、全国市議会議長会において、標準会議規則の改正が行われることになった。

当委員会では、全国市議会議長会を始め三議長会の標準会議規則の改正内容を比較して、大府市議会会議規則の改正内容について検討を行った。

その結果、令和3年第3回定例会に会議規則の一部改正案を提出し、欠席の届出関係について、本会議及び委員会の欠席事由の例示に、育児、看護、介護、配偶者の出産補助を加えるなどの用語の整理を行うとともに、議員本人の出産の場合には、産前6週、産後8週の範囲において、あらかじめ欠席届を提出することができる旨を明記する見直しを行った。

(8) 請願等に係る押印の見直しについて

デジタル時代に向け、書面主義、押印原則、対面主義に関する官民の規制・制度や慣行の見直しが全国的に進められている。当市議会においても、不要な押印については順次、廃止することとしているが、市民の中には、身体的理由により自ら署名を行うことが困難な者も少なくない。請願については、市民の重要な権利であるので、単に押印を廃止するのではなく、記名押印による方法も選択肢として残すこととし、署名を行うことが困難な者が自らの意思を明らかにすることができるようにしていくことが必要である。

そこで、令和3年第3回定例会に会議規則の一部改正案を提出し、請願者に対し、提出時に求めている押印を、自署の場合は不要とする旨の見直しを行った。

同様に、大府市議会議員政治倫理条例施行規程に定める審査請求署名簿等についても、自署の場合は押印を不要とする旨の見直しを行うこととした。

2 委員会の経過

(1) 令和3年5月13日（木） 議会運営委員会

- ・ 正副委員長の互選
- ・ 閉会中の調査研究付託案件についての協議（決定）

(2) 令和3年5月25日（火） 議会運営委員意見交換会

- ・ 今後の委員会活動についての協議

(3) 令和3年6月16日（水） 議会運営委員意見交換会

- ・ 今後の委員会活動についての協議

(4) 令和3年6月23日（水） 議会運営委員意見交換会

- ・ 5月臨時会及び6月定例会の議会運営に対する意見交換
- ・ 今後の委員会活動についての協議

(5) 令和3年7月19日（月） 議会運営委員意見交換会

- ・ 大府市議会決算審査要領の一部改正等についての協議
- ・ 大府市議会会議規則の一部改正についての協議
- ・ 大府市議会議員政治倫理条例施行規程の一部改正等についての協議
- ・ 議員の公開情報及び個人情報の取扱いについての協議
- ・ 危機対応及び業務継続についての協議
- ・ ICT化の推進についての協議

(6) 令和3年8月5日（木） 議会運営委員意見交換会

- ・ 大府市議会決算審査要領の一部改正等についての協議
- ・ 大府市議会会議規則の一部改正についての協議
- ・ 大府市議会議員政治倫理条例施行規程の一部改正等についての協議
- ・ 議員の公開情報及び個人情報の取扱いについての協議
- ・ 危機対応及び業務継続についての協議
- ・ ICT化の推進についての協議

(7) 令和3年8月5日（木） 議会運営委員会

- ・ 大府市議会決算審査要領の一部改正についての協議（決定）
- ・ 大府市議会当初予算審査要領の一部改正についての協議（決定）

- (8) 令和3年8月26日(木) 議会運営委員会
- ・大府市議会会議規則の一部改正案の提出についての協議(決定)
 - ・大府市議会議員政治倫理条例施行規程の一部改正についての協議(決定)
- (9) 令和3年8月26日(木) 議会運営委員意見交換会
- ・ICT化の推進についての協議
 - ・危機対応及び業務継続についての協議
- (10) 令和3年9月13日(月) 議会運営委員意見交換会
- ・危機対応及び業務継続についての協議
 - ・ICT化の推進についての協議
- (11) 令和3年10月7日(木) 議会運営委員意見交換会
- ・9月定例会の議会運営に対する意見交換
 - ・危機対応及び業務継続についての協議
 - ・ICT化の推進についての協議
 - ・議員間の意見交換、討議の場の拡充についての協議
- (12) 令和3年10月7日(木) 議会運営委員会
- ・新型コロナウイルスの感染拡大に伴う登庁の適否に関する申合せ事項についての協議(決定)
- (13) 令和3年11月2日(火) 議会運営委員意見交換会
- ・ICT化の推進についての協議
 - ・議員の公開情報及び個人情報の取扱いについての協議
 - ・危機対応及び業務継続についての協議
- (14) 令和3年11月9日(火) 委員派遣(オンライン視察)
- ・茨城県取手市議会
 - ①オンライン会議の取組について
 - ②市議会の危機対応に関する取組について
- (15) 令和3年11月10日(水) 議会運営委員意見交換会
- ・オンライン視察終了後の意見交換
 - ・ICT化の推進についての協議
 - ・議員の公開情報及び個人情報の取扱いについての協議

- ・危機対応及び業務継続についての協議

(16) 令和3年11月22日（月） 議会運営委員意見交換会

- ・議員の公開情報及び個人情報の取扱いについての協議
- ・危機対応及び業務継続についての協議
- ・ICT化の推進についての協議

(17) 令和3年12月3日（金） 議会運営委員意見交換会

- ・危機対応及び業務継続についての協議
- ・ICT化の推進についての協議

(18) 令和3年12月20日（月） 議会運営委員意見交換会

- ・ICT化の推進についての協議
- ・10月臨時会及び12月定例会の議会運営に対する意見交換
- ・危機対応及び業務継続についての協議

(19) 令和4年1月11日（火） 議会運営委員意見交換会

- ・ICT化の推進についての協議
- ・10月臨時会及び12月定例会の議会運営に対する意見交換
- ・危機対応及び業務継続についての協議

(20) 令和4年2月1日（火） 議会運営委員意見交換会

- ・危機対応及び業務継続についての協議

(21) 令和4年2月18日（金） 議会運営委員意見交換会

- ・危機対応及び業務継続についての協議

(22) 令和4年2月28日（月） 議会運営委員会

- ・大府市議会業務継続計画についての協議（決定）
- ・危機対応及び業務継続のための大府市議会先例集の一部改正についての協議（決定）

(23) 令和4年3月24日（木） 委員派遣（議会運営委員会研修会）

- ・法政大学法学部教授 土山希美枝氏
 - ①地方議会における議員間の意見交換、討議の場の現状と課題について

(24) 令和4年3月25日（金） 議会運営委員意見交換会

- ・ 1月臨時会及び3月定例会の議会運営に対する意見交換
- ・ 研修会終了後の意見交換

(25) 令和4年4月8日（金） 議会運営委員意見交換会

- ・ 3月定例会及び3月臨時会の議会運営に対する意見交換
- ・ 当初予算審査の方法についての協議
- ・ 議会運営委員会における委員会活動のまとめについての協議

(26) 令和4年4月25日（月） 議会運営委員意見交換会

- ・ 議会運営委員会における委員会活動のまとめについての協議

(27) 令和4年5月9日（月） 議会運営委員会

- ・ 議会運営委員会における委員会活動のまとめについての協議（決定）

3 おわりに

以上が当委員会の調査研究及び協議の結果である。

今年度は、市議会の「危機対応及び業務継続について」と「ICT化の推進について」が協議の中心的な課題であった。というのは、いずれも前年度から継続して協議してきた課題であり、新型コロナウイルス感染症が拡大する中であっても、着実に協議を進め、結果を出さなくてはならないと考えていたからだ。しかし、「議員の公開情報及び個人情報の取扱い」、「欠席の届出関係の見直し」や「請願等に係る押印の見直し」についての協議を先に進めたため、この二つの課題の協議は遅れ気味となり、約半年が過ぎた令和3年10月頃には、それぞれの課題ごとに、改めて、どういうゴールを目指すべきなのか、見直しを迫られることになった。

その後、「危機対応及び業務継続について」は、協議を進める中で、委員の中から問題解決への気付きとなるような意見が幾つか出てきた。例えば、「業務継続計画のようなものは、完璧なものを事前に作ることは難しい。災害対応を通して、その都度検証していけばよい」というものや、「業務継続計画の文章の主語は、『議長は…』『委員長は…』になるのではないか」という意見が出された。その結果、これまで混乱していた議論がすっきりと整理され、計画作成がぐんと進んだことがあった。

また、「ICT化の推進について」は、大府市議会においても、デジタル化を進めており、市議会全体として、また議員個人においても、ICTの活用は必須のものになっている。しかし、現場では、ICTを使いこなせる者とそうでない者との意識の違いとその解消の難しさも感じた。

こうした中で、当委員会では、オンライン会議試行などの機会に、ICTを使いこなせる委員が支援の役割を担うことにより、巧拙双方の能力が引き出され、タブレット端末の導入3年目として、一定程度、ICT活用のレベルアップを目指すことができた。

以上のとおり、全委員と議会事務局職員との協働の結果として、調査研究結果報告が出来上がったことを、共に喜びたい。

最後に、当委員会の調査研究活動に御協力いただいた全ての方々に、この場をお借りしてお礼を申し上げ、委員会活動の結びとする。

議会運営委員会委員名簿

(令和3年5月13日～令和4年5月13日)

役職名	氏名	所属会派
委員長	山本 正和	自民クラブ
副委員長	鷹羽登久子	無所属クラブ
委員	小山 昌子	市民クラブ
委員	野北 孝治	市民クラブ
委員	藤本 宗久	自民クラブ
委員	鷹羽 琴美	自民クラブ
委員	国本 礼子	公明党

(備考)

正副委員長のほかは、議席番号順